



### Ⅲ さまざまな分野における人権問題の課題と施策

#### ○ 部落差別に関する問題（同和問題）

##### ■現状と課題

1965（昭和40）年に、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約が国連総会で採択され、同年、同和対策審議会が「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する課題であり、日本国憲法に保障された基本的人権にかかわる課題である。（中略）その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と答申を出しました。その後、1969（昭和44）年「同和対策事業特別措置法」が10年間の時限立法で成立し、以後、二度の法改正を経て、約33年間にわたり同和対策事業を実施しました。

本市でも、県と同様に同和問題の早期解決を重要課題と位置付け、「同和対策審議会答申」の精神を尊重しながら、また、法律に基づいて、同和対策事業を積極的に推進してきました。その結果、生活環境の改善などのハード面で一定の成果をあげることができました。

しかしながら、近年ではインターネットの普及によって、SNS\*上で個人や地域、市民団体を誹謗中傷する書き込みや、被差別部落（同和地区）の所在地を流布するなどの問題が発生し、その匿名性と情報の拡散性から、部落差別問題は一層深刻な状況となっています。

こうした中、国は2016（平成28）年に「部落差別の解消の推進に関する法律」を、県は2019（平成31）年に「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しました。本市でも2020（令和2）年4月に「宮若市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」を施行し、部落差別の解消に関する施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めることとしています。

令和2年度に実施した人権に関する市民意識調査の中で、「同和問題について初めて知ったきっかけは何からですか」という設問では、前回調査と同様、全体で「学校の先生から」が43.2%と最も高いものの、「同和問題を知らない」と回答した20歳代も10.2%と高い値を示しています。また、「部落差別解消推進法等の法律や条例についての程度知っていますか」という設問では、「全く知らない」と回答した20歳代の割合が40.8%と最も高かったことから、学校での人権教育に注力するとともに、若い世代に向けた効果的な啓発が必要です。

また、「同和問題に関してどのような人権問題が起きていると思いますか」という設問では、前回調査と同様に「結婚への反対」が全体の半数以上を占めていることから、この問題が根強く残っていることがうかがえるものの、「お子さんの結婚相手が同和地区出身者と分かった場合どうしますか」の問いに対しては、「子どもの意見を尊重し、賛成する」が60.1%で、前回調査より9.8ポイント増加しています。今後も幅広い世代に対し、人権教育や人権啓発を継続していくことが肝要です。

\*で示す語句については巻末資料「用語解説」に記載しています。

## ■施策の基本的な方針

これまで培われてきた同和教育・啓発の成果と課題を踏まえつつ、諸施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。施策の推進にあたり、家庭・学校・地域・職場・行政・市民団体との連携・協働を強化し、効果的な教育・啓発に努めます。

### (1) 学校教育での推進

- ① 児童生徒の人権に関する知的理解の促進と人権感覚の育成を目指します。
- ② 計画的・効果的な人権・同和教育を推進するため、教育活動全体を通じた取組を進めます。
- ③ 人権教育教材「かがやき」「あおぞら」や「あおぞら2」等を効果的に活用します。
- ④ 部落差別の解消に向けた教職員の正しい認識を培う研修の充実を図るとともに、児童生徒への効果的な指導が行われるよう指導力の向上に努めます。
- ⑤ 個々の能力や適性に応じ、学力保障・進路保障を推進します。

### (2) 社会教育での推進

- ① 子どもから高齢者までの幅広い層を対象に、人権問題地域懇談会等において人権問題に関する多様な学習機会を提供します。
- ② 各種研修会等を通じて、地域の指導者の育成に努めます。

### (3) 市民に対する啓発活動の推進

福岡県同和问题啓発強調月間や人権週間において、部落差別に関する問題をはじめとするさまざまな人権課題をテーマとした講演会などに、市民の意見を取り入れ、創意工夫した内容を継続して実施することにより、市民に対する啓発活動を推進します。

### (4) 地域における啓発研修の支援

- ① 公民館等における自主的な研修会の充実を支援します。
- ② 家庭や地域と連携し、啓発活動を推進します。
- ③ 隣保館においては、地域の開かれた福祉と人権啓発のコミュニティ拠点施設として、人権啓発活動を推進します。

### (5) 職場における啓発活動の推進

- ① 事業者や事業者団体に対する啓発に努めます。
- ② 啓発資料の提供等を通じて、職場での研修等を支援します。

## ○ 女性の人権に関する問題

### ■現状と課題

国連が1975（昭和50）年を「国際婦人年」として以降、1979（昭和54）年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が、1993（平成5）年に「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されるなど、女性の地位向上に向けた様々な取組が各国で進みました。

国においては、1972（昭和47）年に「勤労婦人基本法」が制定され、これは1985（昭和60）年に「雇用の分野における男女の均等な機会および待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）に改正されました。また同年、「女性差別撤廃条約」を批准し、1987（昭和62）年に「新国内行動計画」が、1996（平成8）年に「男女共同参画プラン」が策定され、1999（平成11）年に「男女共同参画社会基本法」が施行されました。2000（平成12）年にはその基本計画が示され、2005（平成17）年に「第2次男女共同参画社会基本法」として改定されています。そのほか、2001（平成13）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）が、2015（平成27）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が制定され、男女共同参画社会の形成の促進に向けた法律や制度の整備が図られています。

県では、2021（令和3）年に、計画期間を5年間とする「第5次福岡県男女共同参画計画」を策定して取組を進めています。さらに同年には「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定し、暴力防止に向けた啓発や相談体制の整備、被害者に対する支援を推進しています。

本市でも、2018（平成30）年に、計画期間を10年間とする「第2次宮若市男女共同参画基本計画」を策定して取組を進めています。この計画は「配偶者暴力防止法」に基づく「市町村基本計画」、「女性活躍推進法」に基づく「市町村推進計画」としても位置づけています。「男女共同参画週間（6月23日～29日）」や「女性に対する暴力をなくす運動実施期間（11月12日～25日）」に合わせ、講演会等の啓発活動を実施しています。暴力を容認しない社会づくりには、あらゆる世代への啓発とともに、多様なDV\*（ドメスティック・バイオレンス）被害者への適切な支援が必要です。

市民意識調査で、「女性に関して人権上問題があると思われるのはどのようなことか」を尋ねたところ、「男女の固定的な役割分担意識」を挙げた人が最も多く、前回調査より8.9ポイント増加しています。「男性は仕事、女性は家庭」といった社会的習慣や通念から生まれた男女の固定的な役割分担からくる偏見や差別に対する問題意識が高まっていることがうかがえます。ジェンダー平等\*に向けた取組の一つとして、方針決定過程に女性の参画を推進することと併せ、女性リーダーを育成することも必要です。

## ■施策の基本的な方針

男女共同参画の視点から広報・啓発を行い、男女が共に参画することの意識づくりを行うために、地域・家庭・学校などでの教育活動や学習機会の充実に努めます。

### (1) あらゆる機会をとらえた男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

- ① 広報紙や市のホームページ等を活用した啓発を推進し、国・県の取組についても積極的に情報収集・提供を行います。
- ② 家庭や地域、職場等での男女の役割に偏りがある意識や風潮を見直すため、男女共同参画の視点に立った啓発を行います。
- ③ 政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、審議会等への女性委員の登用推進及び女性リーダーの育成に努めます。

### (2) 就学前教育における男女共同参画意識の充実

人間形成の基礎が養われる幼児期に、男女が共に協力することやお互いを思いやることの大切さを教えるなど、男女共同参画の視点に立った就学前教育を推進します。

### (3) 学校教育における男女共同参画意識の充実

- ① 家庭科や道徳科等の教科での学習だけでなく、日常的な学校生活のあらゆる場において、男女共同参画の視点に立った指導を行います。
- ② 発達段階に応じて性に関する教育を行い、性差に対する正しい認識を促すために体系的な取組を図ります。
- ③ 育児・介護の意識などを高めるための体系的な学習の推進を図ります。

### (4) 事業所に向けた男女共同参画についての啓発の推進

- ① 性別にかかわらず、職場で能力を発揮できるように、「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」の遵守について、事業所への啓発を図ります。
- ② 子育てや介護中も就業を継続できるよう、事業所に対して育児・介護休業法の遵守と活用についての啓発を図ります。
- ③ ワーク・ライフ・バランス\*について、職場における教育・啓発の働きかけを行うとともに、理解を深めるための情報提供等を行います。
- ④ セクシュアル・ハラスメント\*やマタニティ・ハラスメント\*等の職場でのハラスメント\*を防止するため、事業主の認識を高めるなどの啓発を推進します。

### (5) DV（ドメスティック・バイオレンス）防止対策の推進

- ① DVの根絶に向けた啓発を推進します。
- ② 相談窓口の周知及び関係機関と連携した相談支援の充実を図ります。
- ③ 宮若市DV被害者支援庁内連絡会議においては、関係機関と連携を図り適切な支援に努めます。

## ○ 子どもの人権に関する問題

### ■現状と課題

世界中で起きている児童虐待や強制労働・少年兵士として強要されている等の問題から、国連は1979（昭和54）年に「国際児童年」を制定しました。また、1989（平成元）年には「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）を定め、子どもの権利を守ることを努力義務としました。

国が1994（平成6）年に子どもの権利条約を批准してから25年以上が経過し、この間、子どもを取り巻く社会環境は大きく変化してきています。

児童虐待への対応については、2000（平成12）年に児童虐待の防止等に関する法律が制定されてから制度改正や関係機関の体制強化などにより、その充実が図られてきました。しかし、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。2012（平成24）年には子ども・子育て関連3法が成立し、幼児教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するための子ども・子育て支援新制度が2015（平成27）年度からスタートしました。

また、2016（平成28）年に児童福祉法が改正され、子どもは、子どもの権利条約の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長、発達や自立等を保障される権利を有すること等、単に保護される客体として存在するのではなく、権利を享有し行使する主体であり、一人の独立した人格として尊重されなければならないこと、すなわち子どもの権利保障を同法の理念として明確に位置付けるとともに、基礎的な地方公共団体である市町村は、子どもの最も身近な場所における子ども等の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化されています。

県では、2015（平成27）年に「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」（第1期）を、2020（令和2）年には、次世代育成支援対策推進法に基づく「福岡県次世代育成支援行動計画」と、子ども・子育て支援法に基づく「福岡県子ども・子育て支援事業支援計画」を合わせ持つ計画として一体的に第2期「ふくおか 子ども・子育て応援総合プラン」を策定し、子ども・子育て支援の総合的な取組を進めています。

本市では、2015（平成27）年に「宮若市子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成行動計画分」を、2020（令和2）年に「第2期宮若市子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成行動計画分」を策定し、社会状況の変化に対応しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、子育て環境の充実を目指しています。

要保護児童対策地域協議会においては、関係機関と連携して要保護児童への対応などきめ細やかな取組を推進するとともに、相談体制を強化するため、子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う「子ども家庭総合支援拠点」を2021（令和3）年に設置しています。

今回の市民意識調査の結果でも、いじめに次いで虐待や育児放棄に関する意識が高く、また、「家庭の経済状況による生活や教育への支障」も39.2%と高い値を示すなど、家庭の状況も重視する傾向があるため、子ども自身が権利意識を高めることのできる教育環境の整備とともに、様々な地域ネットワークを総動員して子どもを見守り、健やかな成長を育む取組が求められています。

## ■施策の基本的な方針

地域と連携した青少年健全育成の推進、子育て支援に対する教育・啓発の充実を図ります。

### (1) 地域における子育て支援

- ① 子育てサロン\*などの中で乳幼児期の育児支援の充実を図り、子育て支援のネットワークづくりを進めます。
- ② 保育サービスの充実や学童保育の実施により、子育て家庭の就労支援を行います。
- ③ 子育て支援センター\*において、子育ての不安に対する相談に対応し、親子の交流の場の提供など地域の子育て家庭への支援拠点となる取組を行います。

### (2) 乳幼児等の健康教育の推進

- ① 乳幼児の健康や発達に関する相談・健康教育を実施します。
- ② 食育、離乳食や幼児食教室などの食育を推進します。

### (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- ① 宮若市人権子ども会や学校教育、社会教育等の様々な場面を通じて、子どもたちが自らの権利意識を高めるとともに、異なる価値観や他者の受容など、多様性について学ぶ取組を行います。
- ② いじめや非行問題、体罰などの解決に向けて、学校・家庭・地域における教育の在り方を見直し、関係機関との連携を図る取組を行います。
- ③ 職場体験や「子育てサロン」における高校生との交流などにより、次世代の親の育成を図ります。
- ④ 家庭教育推進事業を実施し、学校・家庭・地域との連携などにより、家庭や地域の教育力の向上を推進します。

### (4) 子どもの安全確保

- ① 子どもへの安全教育の充実に努めます。
- ② 子どもを犯罪等の被害から守るために、地域住民への啓発活動を推進します。

### (5) 要保護児童への対応など、きめ細やかな取組の推進

- ① 宮若市要保護児童対策地域協議会を中心として、体罰によらない子育てを推進し、児童虐待防止のための啓発活動を推進します。
- ② 学校・家庭・地域において「支援を必要とする子ども」を早期に把握し、迅速かつ的確に対応するための啓発活動を進めます。

### (6) 初めて子育てを経験する親に対しての支援

- ① 子育ての、より早期の時期である生後2か月から4か月までの乳児母子を対象にした育児支援プログラムを実施し、育児不安の軽減や密室の育児から外出への動機付けなど、地域の子育て環境の向上を促進します。
- ② 子育て経験が乏しい第一子の乳児母子を対象にすることにより、母子の愛着形成を手助けするとともに親同士の出会いの場を提供することで母親の孤立化を防ぎ、母親同士のコミュニケーションの促進を図ります。

## ○ 高齢者の人権に関する問題

### ■現状と課題

国連は、高齢者の自立・参加・ケア・自己実現・尊厳の5項目を実現するために、1991（平成3）年に「高齢者のための国連原則」を採択し、1999（平成11）年を「国際高齢者年」に制定しました。

国では、高齢社会対策の基本的枠組みとして、1995（平成7）年に「高齢社会対策基本法」を制定し、同法に基づいて、1996（平成8）年に「高齢社会対策大綱」が策定されて以降、経済社会情勢の変化を踏まえて3度の見直しが行われました。さらに、2006（平成18）年に「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が、2016（平成28）年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」がそれぞれ施行されています。

県では、1993（平成5）年度に「福岡県高齢者保健福祉計画」を策定し、保健福祉サービスの目標量を定め、総合的にサービスを提供できる体制づくりに努めてきました。その後、介護保険制度の創設などを踏まえた見直しを重ねるなど、現状や課題、ニーズを踏まえて3年ごとに見直しを行っています。

本市では、「自立生活支援の充実」「生きがいづくり・社会参加の機会の充実」「安全・安心な生活環境の充実」の3つを基本目標として、計画期間を3年間とする「宮若市高齢者福祉計画」を策定して、高齢者福祉施策を総合的に推進しています。具体的には、宮若市地域包括支援センターが高齢者の総合相談や権利擁護、認知症相談等を専門的・継続的に行い、それぞれの状況や課題に応じて関係機関と連携を図りながら、適切なサービス、多様な支援を行っています。住み慣れた地域で高齢者がいつまでも健康で生きがいを持って生活していけるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進しています。

市民意識調査で、「高齢者に関して人権上問題があると思われるのはどのようなことか」を尋ねたところ、「高齢者を狙った悪徳商法が多い」が59.6%、「経済的な自立が困難なこと」が36.0%となっています。「高齢者を狙った悪徳商法」が最も高い数値を示しているのは、全国的に振り込め詐欺などが後を絶たないことによる関心の高まりを示しているものと考えられます。

また、全国的に人口は減少傾向にありますが、高齢化率は上昇を続けています。超高齢社会を迎え、社会から孤立しているひとり暮らしの高齢者が増えたことや認知症等を背景に、行方不明者やセルフネグレクト（自己放任）、ごみ屋敷、高齢者の孤立死（孤独死）などが社会問題となっています。

本市における高齢化率は、2020（令和2）年10月現在で35.1%（75歳以上は17.9%）を示し、全国平均の28.8%（75歳以上は14.9%）を上回っています。高齢者のいる世帯は年々増え、特に高齢者単身世帯が増加傾向にあるため、今後も地域での見守り体制を強化していくことが重要です。



## ■施策の基本的な方針

これまでの高齢者施策の推進を図り、さらに高齢者の経験と知識を生かした社会活動への参加を促進します。

### (1) 高齢者の人権に関する教育・啓発の推進

- ① 高齢者の介護や支援に携わる職員や家族に対して、高齢者の人権に関する教育・啓発の推進に努めます。
- ② 認知症に関する正しい知識の普及と理解を深めるための取組を進めます。

### (2) 自立生活支援・生きがいづくり・社会参加の推進

- ① 高齢者の社会参加の機会を提供します。
- ② ひとり暮らし高齢者等の閉じこもり防止や介護予防のため、地域での集いの場などを支援します。

### (3) 高齢者との世代間交流の推進

- ① 学校・社会教育において、あらゆる世代間の交流に努めます。
- ② 介護・福祉体験の取組や高齢者との交流活動を通じて、高齢者への理解を深めます。

### (4) 安心して暮らせるまちづくりの推進

- ① 住み慣れた地域で生活していくために、医療・介護・予防・住まい・生活支援の各サービスが連携を図りながら、地域包括ケアシステムを推進します。
- ② 道路や公共施設等の環境整備において、バリアフリー\*やユニバーサルデザイン\*の推進を図り、住み慣れた地域で安全に、安心して生活できるように努めます。
- ③ 民生委員などの地域住民や地域住民と関わりを持っている事業所と連携し、見守り体制を推進します。
- ④ 高齢者を狙った特殊詐欺などを未然に防ぐために広報啓発や情報提供を行います。

### (5) 高齢者の権利擁護の推進

- ① 高齢者の財産や権利を守るため、成年後見制度\*について相談しやすい体制を推進します。
- ② 高齢者虐待を未然に防止するため、啓発を実施し、虐待対応を迅速に行えるよう取り組みます。

## ○ 障がいのある人の人権に関する問題

### ■現状と課題

国連は、1981（昭和56）年を「国際障害者年」とし、1983（昭和58）年に「障害者のための国連10年」が始まりました。

国においては、2011（平成23）年に「障害者基本法」が改正され、障がい者の権利に関する条約における「合理的配慮<sup>\*</sup>」の概念が盛り込まれました。2012（平成24）年には、虐待によって障がい者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐための法律として、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行され、2013（平成25）年には、従来の「障害者自立支援法」を改正するかたちで「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行され、障がい福祉サービス等の提供が進められています。なお、同法は、3年をめぐりに見直すとされ、2018（平成30）年と2021（令和3）年に改正が行われています。また、2016（平成28）年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。この障害者差別解消法は、不当な差別的取り扱いの禁止<sup>\*</sup>と合理的配慮の提供によって、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会をつくることを目指しています。

県では、1982（昭和57）年に「福岡県障害者福祉長期行動計画」を策定し、現在は2021（令和3）年に計画期間を6年間とする「福岡県障がい者長期計画（第3期）」を策定して取組を進めています。

本市では、2017（平成30）年に「宮若市障がい者計画・障がい福祉計画」を策定し、6か年計画で障がい者施策を進めています。計画策定の際には、障がいのある方を対象に意識調査を行っています。その中で、障がいがあることで差別を受けたことや嫌な思いをした経験について尋ねたところ、「ほとんどない」「まったくない」と回答した人の割合は全体の61.6%で、「よくある」「時々ある」と回答した人の割合20.3%を41.3ポイント上回っています。しかし、回答を障がい種別に見ると、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者においては、「よくある」「時々ある」と回答した人の割合の方が、「ほとんどない」「まったくない」と回答した人の割合を上回っているなど、障がい種別の違いも見られます。前回調査との比較では、「よくある」「時々ある」と回答した人の割合は全体では減少していますが、今後も障がいを理由とする差別の解消に向けた施策を進めていくことが必要です。

また、今回の人権に関する市民意識調査では、「障がいのある人に関して人権上問題があると思われるものはどのようなことですか」という質問に対する回答で、「周囲の人々の認識が不十分」が56.8%と最も高く、「仕事に就く機会が少ない」、「暮らしやすいまちづくりが図られていない」がそれぞれ42.9%、41.0%となっています。今後も引き続き、障がいのある人への正しい理解や認識を深めていくことと併せて、障がいのある人がその能力を發揮し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進していくことが必要です。

## ■施策の基本的な方針

障がい者週間等のあらゆる機会を捉え、講演会や広報紙・ホームページなどを通じて啓発を推進します。障害のある人の社会参加の促進を支援し、学校教育では特別支援教育の充実を図ります。

### (1) 障がいについての正しい理解と認識のための啓発活動の推進

- ① 障がい及び障がいのある人への理解を促進し、ノーマライゼーション\*を実現するために、講演会や広報紙等による啓発活動を推進します。
- ② 障害者差別解消法に基づき策定した「宮若市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」により、障がいのある人に対する適切な対応（不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供）を推進します。

### (2) 障がいのある人の自立と社会参加の支援

- ① 誰もが暮らしやすい生活環境の整備や地域での社会参加がしやすい環境づくりを促進するため、住宅や屋外等のバリアフリーやユニバーサルデザインを推進します。
- ② 障がいのある人がその能力を発揮し、社会の一員として活動できるよう、直轄地区障がい者等地域自立支援協議会や関係機関等と幅広く連携し、就労に向けた支援策の取組を進めます。

### (3) 特別支援教育の充実と相互理解の促進

- ① 障がいの特性と支援の程度に応じて、特別支援学級、通級による指導、通常の学級といった多様な学びの場を整備し、児童生徒が充実した時間を過ごし、「生きる力」を身に付けることのできる教育の充実を図ります。
- ② 障がいの重度・重複化、多様化に対応した基礎的環境整備\*や合理的配慮の提供等、適切な教育環境の整備を図ります。
- ③ 障がいのある子どもに対する早期からの相談・支援、就学に係る支援、就学後の適切な教育と必要な支援の提供という一連の流れの中で、関係機関が相互に連携を図り、一貫した継続性のある支援の充実を図ります。
- ④ 障がいのある人との交流や点字・アイマスク活動等の体験学習を通して、児童生徒の障がいについての正しい理解と認識を深める取組を進めます。

### (4) 障がいのある人の権利擁護と相談支援の充実

- ① 障がいのある人の権利擁護が図られ、住み慣れた地域で生活が続けられるよう、関係機関と連携した支援に努めます。
- ② 障がいのある人の人権に係る相談支援体制の充実を図るとともに、直轄地区障がい者等差別解消支援地域協議会においては、障がいを理由とする差別に関する相談及びその事例を踏まえた差別解消のための取組を進めます。

## ○ 外国人の人権に関する問題

### ■現状と課題

日本で暮らす外国人は年々増加傾向にあり、歴史や文化、言語、宗教、習慣等の違いから様々な人権問題が発生しています。法務省が2016（平成28年）に実施した外国人住民アンケート調査では、外国人であることを理由に入居や入店、就職を断られた経験や差別的なことを言われた経験のある人が一定数いることが報告されています。

また、日本の歴史的経緯に由来する、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が社会問題化し、2016（平成28）年には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ<sup>\*</sup>解消法）が施行されるなど法整備が進められています。

本市では、2021（令和3）年7月末現在、人口の2%に当たる約530人の外国人が在住しており、10年前と比較すると約3倍に増加しています。かつては、産業の近代化を支えた石炭産業の発展のため、朝鮮半島などから炭鉱労働者として外国人が集中した時代がありました。そして、これらの外国人労働者に対する偏見や差別が生み出され、現在もまだ課題として残っています。

さらに、誘致企業や関連企業が数多く立地する本市で働く外国人の多くに対しても、文化・習慣の違いや言語の問題から、意思の疎通や交流が十分にできていない現状もあります。

市民意識調査でも、「外国人に関して人権上問題があると思われるのはどのようなことですか」という質問に対する回答で、「日常生活に必要な情報が得にくい」が47.3%、「言葉や習慣の違いを理由に社会に受け入れられにくい」が40.9%と高く、相互理解が十分であるとは言い難い状況にあります。

学校教育では、宮若市人権・同和教育研究協議会の「人権課題解決に向けた講師派遣事業」を活用して外国人をゲストティーチャー<sup>\*</sup>として迎え、文化や習慣についての理解を深める取組を行っています。

社会教育においても、多様な価値観や文化的背景を認識し、互いの違いを認め合い、共生する地域社会の必要性を意識した啓発事業に引き続き取り組んでいく必要があります。

## ■施策の基本的な方針

外国人も地域社会を共に構成する大切な一員であることを踏まえ、国籍、民族の違いを問わず、すべての人がお互いの違いを認め合う多文化共生社会を実現する観点から、外国人の人権を尊重し、外国人に対する偏見や差別の解消に向けた取組を進めます。

### (1) 外国人に対する偏見・差別をなくすための、学校・家庭・地域が連携した人権意識の育成

- ① 歴史的経緯や異なった文化・価値観・生活習慣に対して理解を深め、相互理解を促進していくために、学校・家庭・地域が連携して、外国人に対する偏見や差別をなくすための人権意識の育成に努めます。
- ② 行政職員及び教職員の多文化共生意識を高めるため、研修や啓発等の充実を図ります。

### (2) 多元的な文化や多様性を尊重する教育や啓発事業の推進

- ① 多元的な文化を認め共生する社会の構築に向けた教育や啓発事業に取り組みます。
- ② 事業主に対する適正な雇用及び労働環境の整備・促進に向けて広報・啓発に努めます。

### (3) 学校などにおける国際理解教育および外国籍を有する児童生徒への教育の推進

- ① 次代を担う児童生徒が国際社会の一員としての自覚を持ち、異なる歴史や文化に対する理解を深め、尊重する態度を養う国際理解教育を推進し、国際的な視野に立って行動できる人材を育成します。
- ② 日本語指導が必要な外国人児童生徒に対するきめ細かな指導とともに、自己確立のための適切な教育に努めます。

### (4) 外国人への情報提供と相談体制の整備

- ① 外国人へ市政情報の提供を図るとともに、生活や福祉・保健・就業等の相談体制の整備に努めます。
- ② 誰もが安心して暮らせるまち、誰もが住みよいまちを目指すため、「宮若市多文化共生推進指針」を定め、やさしい日本語の積極的な活用など、全庁的に外国人住民との共生を推進し、国際感覚豊かな地域社会の構築に取り組みます。

## ○ インターネットによる人権侵害の問題

### ■現状と課題

インターネットは、世界中の情報機器をつなぐネットワークで、1990（平成 2）年頃から世界的に広く使われ始め、総務省の「令和 2 年版情報通信白書」によると、2019（令和元）年のインターネットの利用率（個人）は 89.8%に達しており、今では私たちの生活に欠かせない社会基盤となっています。

この急速な普及に伴い、プライバシーの侵害や差別を助長する表現の書き込みなど、様々な問題も発生していることから、国では 2001（平成 13）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）、2014（平成 26）年には「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ<sup>\*</sup>被害防止法）が施行されるなど法整備が進められてきました。

なお、プロバイダ責任制限法は、インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害の被害回復がより早期になされるよう、2021（令和 3）年に改正が行われています。

また、青少年のスマートフォンやインターネットの利用増加に伴い、SNS等を利用した誹謗中傷やいじめ、個人情報や誤った情報の拡散、違法ダウンロードなど、子どもが加害者や被害者となり、トラブルに巻き込まれる事案も発生しています。そうした状況を踏まえ、2009（平成 21）年「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）が施行、2018（平成 30）年には同法が改正され、18 歳未満の青少年利用者に対して有害情報のフィルタリング<sup>\*</sup>有効化措置を行うことなどが携帯電話事業者等に義務付けられました。

法整備は徐々に進んでいますが、インターネットの拡散性や匿名性、情報発信の容易さなどから、人権侵犯事件数も年々増加しています。市民意識調査でも、関心のある人権問題の第 1 位は「インターネットによる人権侵害」で、10 年前の前回調査と比べて 20.8%から 46.8%に増えています。

本市では、隣保館<sup>\*</sup>においてインターネット上の差別的な書き込みに関するモニタリング<sup>\*</sup>調査の取組も進めていますが、インターネットによる情報の収集や発信にあたっては、利用者が情報モラルを身に付けておくことが不可欠であり、利用者の人権意識を高める教育や啓発の推進を図る必要があります。

## ■施策の基本的な方針

インターネットの利点と危険性を踏まえ、不特定多数の人が閲覧していることを常に意識して、他人を傷つける情報や間違った情報を掲載しないなど、市民一人ひとりのルールやモラルを守った正しい利用に向けた啓発を推進します。

### (1) 個人のプライバシー等の人権に関する正しい知識を深めるための啓発活動

- ① インターネット利用時のマナーやルールなど、メディア・リテラシー<sup>\*</sup>に関する教育や啓発に努めます。
- ② 青少年のコミュニケーション能力の向上を図り、健全な社会生活を営む上で必要な規範を学ぶ機会を作ります。
- ③ 相手を深く理解し絆を深めることの大切さを家族の中で確かめ、命の大切さや規範意識・思いやりの心などを育成する取組を推進します。
- ④ 個人情報を大量に保有する団体や企業などに対しては、広報や啓発活動などを通して、「個人情報保護法」や「インターネット関連法令」等に関する情報提供を行います。

### (2) インターネットなどを介した人権侵害への対応

- ① 人権を侵害している書き込みに対する対処などについては、インターネットサービスプロバイダ<sup>\*</sup>や法務局・地方法務局・支局内の常設相談所に相談できることの周知を図ります。
- ② インターネット等において権利侵害があった場合に、インターネットサービスプロバイダが情報の削除を行ったことについて、発信者からの損害賠償の責任を免れることができる「プロバイダ責任制限法」、また、18歳未満の青少年利用者に対して有害情報のフィルタリング有効化措置を行うことなどが携帯電話事業者等に義務付けられた「青少年インターネット環境整備法」の活用について、広くその周知を図ります。
- ③ 隣保館においてモニタリング調査を定期的を実施し、県や法務局等との情報共有や連携により、差別的な書き込みに対しては削除要請などの適切な対応を行い、人権侵害や被害の拡大防止に努めます。

### (3) 教育活動の推進

- ① 児童生徒が、インターネット上の様々な情報の中から、真偽を主体的に判断し、必要なものを的確に選別・活用できる能力や、適切に行動するための基本となる考え方や態度を培うための教育の充実を図り、保護者への啓発に努めます。
- ② 教職員に対し、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラル<sup>\*</sup>、個人情報の取扱い等に関する研修の充実を図ります。

## ○ 性的少数者の人権に関する問題

### ■現状と課題

性的少数者については性的指向\*と性自認\*の2つの観点から語られることがありますが、実際はさらに恋愛的指向やジェンダー表現\*なども加わることから、複雑で無数の組み合わせがあって多様性に富んでいます。これは、グラデーションのように幅もあって流動的であるといえます。しかし、男性が男性を好きになることや、女性が女性を好きになることで嫌がらせやいじめを受けたり、からだの性と心の性が一致しない人が周囲の心ない好奇の目にさらされたりするなどの偏見や差別があり、また、社会生活においても性的少数者が生きづらさを抱えている現状があります。

国では、2004（平成16）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の要件を満たせば、家庭裁判所に対し、性別の取扱いの変更の審判を申し立てることができるようになりました。また、2016（平成28）年には、職場での性的少数者への差別的な言動がセクシャルハラスメントに当たることを、男女雇用機会均等法に基づく事業主向けの「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」に明記し、2020（令和2）年には、パワーハラスメント\*防止のための指針において、相手の性的指向・性自認に関して屈辱的な言動を行うことや本人の了解を得ずに暴露すること等をパワーハラスメントに該当すると考えられる例として明記するなど、職場における性的指向・性自認に関する正しい理解を促進するための取組が進められています。このように、性的少数者の人権を確立する様々な動きがあり、性的指向や性自認を理由とした差別は不当であるという認識は社会に広まりつつありますが、周囲の無理解や誤解からくる偏見やからかい等を恐れて、誰にも相談できず孤立や生きづらさを感じている状況や、本人の了解なく第三者に暴露されること（アウトティング\*）で心が深く傷つけられる問題も起こっています。

学校においては、常に当事者がいることを前提に教育活動を進めていくことが重要であることから、文部科学省が2015（平成27）年に通知した「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の内容を踏まえて対応しています。また、福岡県人権教育副読本や市内中学校が作成した視聴覚教材等を活用した学習や、保健体育科での学習等を実施しています。さらに、個別の支援も重要であることから、本人の意向を踏まえ、学校が把握している場合においては、教職員による教育相談の実施やスクールカウンセラー\*など専門家による支援を実施することとしています。児童生徒や教職員、保護者の性的少数者に対する理解が図られるよう取組を進めるとともに、性的少数者である児童生徒に配慮する取組も進めていく必要があります。今後は、児童生徒の性的指向及び性自認に関する相談に対応できる体制が必要です。

本市では、性的少数者に対する理解の促進を図ることを目的に、人権問題地域懇談会のテーマに取り入れるなどして啓発を進めていますが、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別を受けることなく、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向け、性の多様性について多くの人々が正しく理解、認識するため、さらなる教育・啓発が必要です。



## ■施策の基本的な方針

学校教育、社会教育及び市民啓発を通じて、様々な手法による教育・啓発を実施し、性的少数者に対する正しい理解と認識を図るとともに、当事者の尊厳を保障するための取組を推進します。

### (1) 社会教育における啓発の推進

性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別をなくすために、講演会や人権問題地域懇談会等において学習機会を提供し、啓発資料や視聴覚教材の活用等、様々な手法による啓発活動を引き続き推進します。

### (2) 学校教育における啓発の推進

① 人権教育に係る取組の中で、性的少数者に対する適切な理解の促進を図るとともに、教職員及び児童生徒双方が性の多様性に関する正しい理解と認識を深めるための取組を引き続き推進し、いかなる理由でもいじめや差別を許さない生徒指導と人権教育を推進します。

② 当該児童生徒が置かれた社会的背景と現状や将来に対する不安等の心情に共感するとともに十分な配慮を行い、当該児童生徒が安心して学校生活を送るために必要な支援及び相談体制の充実を図ります。

### (3) 相談支援体制の整備

国、県、その他の関係機関等と連携して、性的少数者が様々な不安な気持ちを相談できる体制の整備を進めます。

## ○ 感染症患者等の人権に関する問題

### ■現状と課題

1988年（昭和63）年に世界保健機構（WHO）は、12月1日を世界エイズデーと定め、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染症、エイズ（後天性免疫不全症候群）の蔓延防止と患者及びその家族への偏見や差別の解消を図る啓発活動の実施を提唱し、世界レベルでの取組を展開しています。

国は、1999（平成11）年に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」を策定しました。この指針により、国と地方公共団体の役割分担のもと、人権を尊重しつつ、普及啓発及び教育、検査・相談体制の充実、医療の提供などの施策が推進されています。

HIVは、性的接触に留意すれば感染する可能性はほとんどなく、早期発見及び早期治療により日常生活が可能です。しかし、HIV感染症やエイズに関して、依然として自分とは無関係な一部の人の病気という意識が存在し、予防行動が適切でないことによる感染の拡大やHIV感染者\*への偏見や差別を助長する一因となっています。

また、ハンセン病は、らい菌に感染することにより皮膚や神経に症状が現れる感染症ですが、現在では治療法が確立されており、早期発見と適切な治療で完治します。国では、1996（平成8）年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されるまでの長い間、ハンセン病患者に対する隔離政策がとられ、社会から排除されてきました。特に、1931（昭和16）年の「らい予防法」施行以降は、日本中のすべてのハンセン病患者は療養所に強制隔離され、そのことにより患者は、行動、住居、職業選択、学問等、人間としての権利や自由を奪われてきました。らい予防法が廃止されて20年以上が経過しますが、ハンセン病療養所入所者の多くは、長期間隔離されたことにより家族や親族などとの関係を断たれ、社会での偏見・差別や入所者自身の高齢化等により完治後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況です。

市民意識調査では、HIV感染者等とハンセン病患者等に関して、「人権上の問題があると思われるのはどのようなことか」をそれぞれ尋ねていますが、どちらも「わからない」「特にない」の回答が他の人権課題のそれよりも多く、関心の低さの表れであると推察されます。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、2019（令和元）年12月に確認されて以降、またたく間に世界中に広がり、人命が失われるなど感染症による直接的な影響に止まらず、社会的、経済的活動の制限等による混乱など、人々の生活に大きな影響を及ぼしました。そうした中で、感染者等（濃厚接触者、感染者の家族、医療従事者、運送業者、感染者が所属する学校や事業所等を含む）に対して、不安や恐れから生じる嫌悪やそのことに伴う偏見や差別が多発する事態となりました。

本市では、HIV感染症・エイズやハンセン病、新型コロナウイルス感染症等について正しく理解するための情報提供を行い、感染症等を理由とする偏見や差別の解消に努めています。

学校においては、児童生徒が発達段階に応じて正しい知識を身に付けるとともに、H

I V感染者・エイズ患者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくしていくよう、計画的・組織的に取り組んでいます。また、新型コロナウイルス感染症等に関する人権問題についても学習の機会を設け、児童生徒の発達段階に応じて正しい理解と認識を深めています。

H I V感染症・エイズについては、若年層から中高年層において増加傾向にあることから、幅広い世代に向けてH I V検査の受検促進や適切な予防行動をとるための正しい知識の普及啓発を引き続き行っていく必要があります。

また、ハンセン病療養所の入所者の多くは療養所での生活を続けているため、社会復帰を希望する人が安心して生活できる環境の整備に努めるとともに、偏見や差別の解消に向けて教育と啓発に引き続き取り組む必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症に関する問題については、新たな課題でもあることから、様々な機会を通してすべての人が正しい知識を持ち、感染者等に対する偏見や差別の解消に向けた教育・啓発を進めていく必要があります。

なお、いずれの感染症に関する問題についても、医療・福祉の問題と同様に人権の視点を欠かすことなく取組を進めていくことが重要です。

## ■施策の基本的な方針

H I V感染症・エイズやハンセン病、新型コロナウイルス感染症等を理由に患者等が不当な取り扱いを受けることがないように、正しい知識の普及に努めるとともに、偏見や差別をなくすため、人間の尊厳や人権尊重を基盤とした教育と啓発の推進を図ります。

### (1) 感染症についての正しい理解と認識のための啓発活動の推進

感染症に関する正しい知識の普及や情報の提供に努めるとともに、感染症患者等に対する偏見や差別を解消するため、啓発活動を推進します。

### (2) 学校における教育の推進

- ① 教育活動全体を通じて、発達段階に応じた正しい知識を身につけるとともに、感染症患者等に対する偏見や差別をなくしていけるよう、計画的・継続的に取り組みます。
- ② 教職員を対象とした研修会等において、H I V感染症・エイズやハンセン病、新型コロナウイルス感染症について取り上げ、指導力の向上を図ります。

### (3) 感染症患者等の人権に配慮した相談・支援

感染症等に関する相談については、プライバシーの保護を図り、法務局や保健所等、国・県の関係機関等と連携して、適切な相談・支援に取り組みます。

## ○ さまざまな人権問題

### ■現状と課題

これまで述べてきた9項目の人権課題のほかにも、「犯罪被害者等」「刑を終えて出所した人」「生活困窮者」「災害時における被災者等への配慮」「ホームレス」「アイヌの人々」「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」「人身取引(性的サービスや労働の強要等)」などの人権にかかわる問題があります。市民意識調査で、関心がある人権問題に「犯罪被害者やその家族」を選んだ人は17.6%でした。この「犯罪被害者等」への人権問題については、犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のほかに、興味本位の噂や心ない中傷によって傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりするなどの2次的な被害を受けることがあり、そのような人権侵害を許さない啓発が必要です。また、被害の低年齢化傾向やインターネットによる個人情報拡散などの問題も踏まえ、学校では児童生徒が犯罪や被害に遭わないための取組の一環としてスマホ安全教室を実施しています。

このほかに、本市が関係機関と連携して支援等を行っている人権問題としては、「刑を終えて出所した人」と「生活困窮者」が挙げられます。

「刑を終えて出所した人」の人権問題については、刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別から、就職や住居の確保など社会復帰を目指す上で厳しい現実があります。本人の強い更生意欲はもちろんです。が、家族、職場、地域社会の理解と協力が不可欠であることから、理解促進のための啓発が必要です。本市では、保護司や更生保護女性会が行っている罪を犯した人の社会復帰や青少年の非行防止などの支援活動に対して助成を行っています。

「生活困窮者」の人権問題については、2015(平成27)年の「生活困窮者自立支援法」施行によって、生活困窮者の抱える様々な問題解決を支援する体制が整えられました。宮若市役所内の「困りごと相談室」には専門相談員が常駐し、関係部署や機関等と連携して支援に当たっています。

また、親の貧困が子どもの世代に引き継がれる「貧困の連鎖」を断ち切るため、すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、本人の意欲と適性に応じて教育を受け就業できるよう支援することも重要です。

近年は、自然災害の頻発を背景に、災害時における避難や避難所運営において、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等への配慮の必要性が改めて認識されましたが、残念ながら、被災者・被災地への人権侵害や風評被害なども起きています。

その他の人権上の諸問題についても、関心の低さからくる情報の少なさや偏りから、誤った判断に陥る懸念があります。それぞれの問題に応じた必要な施策とともに、正しい認識を促して、偏見や差別を生まないように人権教育・啓発を推進していくことが必要です。

## ■施策の基本的な方針

犯罪被害者等やその他の人権問題に関して、正しい知識の普及を図り、偏見や差別を解消していく取組を推進します。

### (1) 犯罪被害者等への理解促進

- ① 犯罪被害者やその家族が興味本位の噂などによって2次的な被害を受けることのないよう啓発を推進します。
- ② 犯罪被害者等のプライバシーが守られるよう十分な配慮を行うとともに、安心して相談や適切な支援が受けられるよう関係機関との連携を図ります。
- ③ スマートフォンやSNSの利用に端を発する犯罪被害を未然に防ぐため、その危険性や安易に個人情報の流出をしないなどのルール、安全な使い方について学ぶ機会を子どもたちや保護者に提供します。

### (2) その他の人権問題への教育・啓発の推進

- ① 刑を終えて出所した人  
保護司会や更生保護女性会など、更生や社会復帰の支援に取り組んでいる団体や組織と連携して、啓発活動を推進します。
- ② 生活困窮者  
プライバシーへの配慮や相談しやすい環境づくりに努め、問題解決の支援に向けて関係部署や機関との連携を図ります。また、早い段階で相談や必要な情報提供、専門的助言が受けられるように、相談機関や支援制度等の周知に努めます。
- ③ その他の人権課題  
「災害時における被災者等への配慮」や「ホームレス」「アイヌの人々」に対する偏見や差別、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」「人身取引（性的サービスや労働の強要等）」の人権問題など、それぞれが抱える課題に応じて、国・県の動向も把握しながら様々な機会をとらえて教育・啓発の推進を図ります。  
特に、「災害時における被災者等への配慮」では、被災した人だけでなく、防災情報等の周知や避難時、避難所において、高齢者や障がいのある人をはじめ、女性、子ども、外国人、性的少数者等それぞれに必要な支援や配慮の必要性があることを踏まえ、平時からの啓発推進に取り組みます。

## IV 基本計画の総合的な推進

### ○ 全庁的な体制による推進

部落差別に関する問題(同和問題)をはじめとするさまざまな人権問題に対する取組を、あらゆる部署が横断的に連携できるよう、また新たな施策の企画や立案にあたっては、人権の視点をその根底において取り組みます。

### ○ 行政職員および教職員に対する人権研修

行政職員や教職員は、特定職業従事者としての自覚と使命感を持って職務に当たるよう努めます。また、すべての市職員は、人権に対する理解や認識の向上を図るため、新規採用職員から管理監督者まで体系的に研修を実施するとともに、日常業務を常に人権尊重の視点から捉えるための人権問題に関する総合的な研修に取り組みます。

### ○ 地域活動、各種団体および企業等が実施する人権研修の支援

人権に関する視点から、各種団体および企業等の活動の支援を行うと共に、人権教育・啓発の取組が推進されるように、情報や学習機材の提供等の支援を行います。

### ○ 人権関係機関・団体と連携・協働した取組の推進

本市関係課をはじめとして、人権関係団体とのネットワークを構築し、情報の共有化、啓発事業の共同開催、人材や施設の相互活用等を図り、啓発・研修・研究・相談等を効果的に推進します。

また、市内の保育所・認定こども園・幼稚園や小・中学校、高等学校等の教育機関、公民館等の社会教育施設等と連携して取り組みます。

### ○ 施策の進行管理と評価改善

本計画に基づく施策の実施状況の把握と評価を行い、今後の実施内容の見直しに反映させるなど、計画を総合的・効果的に推進します。